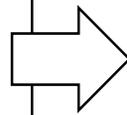


働き方改革対応セミナー 労働時間把握、年次有給休暇

第1弾 2019年4月1日施行！！

- 管理職を含めて、出勤、退勤時刻の記録が必要になります。
- 年次有給休暇年間5日取得が義務化されます。

出 勤 簿																																				
株式会社 ○○○		住所										所属																								
社員NO	氏名																																			
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
0 月度合計	出勤日数	0	休日数	0	実働時間	0	残業時間	0																												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
0 月度合計	出勤日数	0	休日数	0	実働時間	0	残業時間	0																												



2019年1月18日 金 無料

時間 14:00~16:00

場所 ひまわり総合事務所2F会議室
鹿児島市東開町4番地112

説明

働き方改革の概要
労働時間把握義務とは？
年次有給休暇5日取得義務とは？

対応策

年休付与の規定見直し、付与方法
労働時間把握、年休管理ツールの紹介

will ウィル 社会保険労務士法人

お申込みお問い合わせ TEL 099-210-2824

FAX 099-269-0822

事業所名		TEL	
参加者名		参加者名	